

## 大 分 県

第 1 区	大分市（本庁管内、鶴崎支所管内、大南支所管内、植田支所管内（大字廻栖野（618番地から747番地2まで、830番地から832番地1まで、833番地1、833番地3から836番地3まで、838番地1から838番地2まで、841番地、1587番地、1591番地から1618番地まで及び1620番地）に属する区域を除く。）、大在支所管内、坂ノ市支所管内、明野支所管内）
第 2 区	大分市（第1区に属しない区域）、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、玖珠郡
第 3 区	別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、東国東郡、速見郡